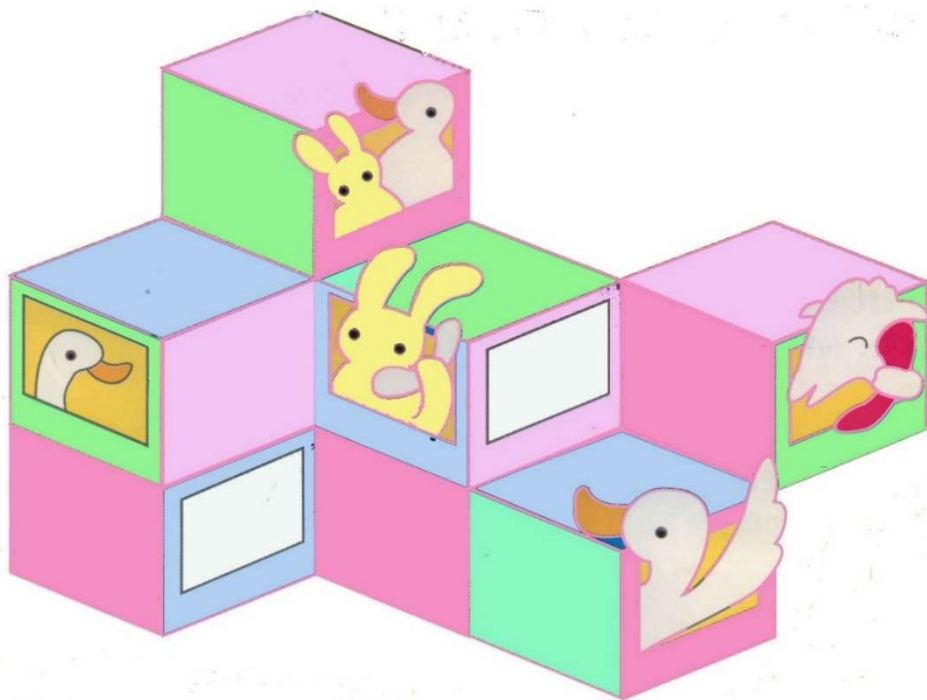


# 相互援助の 手引き



支えるよ みんなで育む ぐらしきの子

## 倉敷ファミリー・サポート・センター

利用時間:午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分

休業日:毎週月曜日、日曜日以外の祝日、年末年始(12/29 ~ 1/3)

〒710-0834 倉敷市笹沖180番地(ぐらしき健康福祉プラザ1階)

TEL :086-435-5678

FAX:086-434-9853

【ホームページ】  
QRコード



# 目 次

|       |                      |          |
|-------|----------------------|----------|
| 1     | ファミリー・サポート事業のしくみ     | ..... 1  |
| 2     | 会員について               | ..... 1  |
| 3     | 会員の心得                | ..... 2  |
| 4     | 主な活動内容               | ... 2~3  |
| 5     | 入会から依頼・サポート終了まで      | ... 4~5  |
| 6     | 利用料金について             | ..... 6  |
| 7     | 安全なサポートのために          | ..... 7  |
| 8     | 補償保険制度について           | ...10~11 |
| 9     | 報酬に対する課税について         | ..... 12 |
| 10    | 講習会・交流会について          | ..... 12 |
| 11    | 入会にあたって              | ..... 12 |
| 緊急連絡先 | サポート中の緊急時(事故・ケガ)の連絡先 | ..... 13 |

※【相互援助の手引き】は、【会則】を詳しく説明するものです。  
【会則】については、ホームページ内でご確認ください。

【会則】  
QRコード



## 1 ファミリー・サポート事業のしくみ

ファミリー・サポート事業は、地域の中で、子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人が会員として登録し、センターが仲介することで会員同士の相互援助活動を行う事業です。

## 2 会員について

入会・登録は、本人確認（運転免許証・マイナンバーカード等の提示）が必要です。  
入会金・年会費はありません。

### 依頼会員

…子育ての援助を受けたい人

- 〔対象〕
- ・市内在住、または市内に勤務をしている人で、0歳から小学6年生までのこどもを持つ人
  - ・退会希望の際は、電話連絡にてお申し出ください。
  - ・退会のお申し出がない限り、末子が小学6年生まで自動継続となり、卒業時、自動退会となります。
  - ・倉敷市外へ転出した場合は退会となります。(勤務地が市内の場合は別)

### 提供会員

…子育ての援助を行いたい人

- 〔対象〕
- ・市内在住で、こどもの送迎や預かりができて、心身ともに健康で意欲のある人(資格・性別は問わない)
  - ・センターが行う講習会に参加できる人

「基礎研修」… 入会后、必ず1回受講してください。  
会員証を発行します。

以下の講習は、5年に1回の受講が必須化されています。

「緊急救命講習」「事故防止に関する講習」「虐待防止に関する講習」

- ・退会希望の際は、電話連絡にてお申し出ください。

### 両方会員

- 〔対象〕
- ・依頼会員と提供会員の両方を希望する人。
  - ・末子が小学校を卒業すると自動的に提供会員となります。
  - ・退会希望の際は、電話連絡にてお申し出ください。

### 3 会員の心得 ～趣旨と決まりは守りましょう～

#### 趣旨

ファミリー・サポート・センターの相互援助活動は、「仕事」ではありません。

**「有償のボランティア活動」**です。

会員同士の立場は対等で、雇用関係ではありません。

依頼会員と提供会員、相互の責任と信頼関係で成り立つ活動です。

#### 決まり

- ・ 依頼した・された内容、期間以外のサポートは行いません。
- ・ サポートを通して知り得た家庭の事情について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはいけません。
- ・ サポート中の写真撮影については、事前に会員同士で話し合い、両者合意の上であれば可能です。ただし、撮影したものをホームページ・ブログ・SNS等にアップロードすることはおやめください。
- ・ 相互援助活動に関すること以外での勧誘等は、ご遠慮ください。
- ・ こどもの引き渡しは、「大人から大人へ」が原則です。留守宅への送迎等はできません。
- ・ 登録内容に変更があった時は、速やかにセンターへ連絡してください。

( 住所・家族構成・ご出産・こどもの所属 など)

※センターからのお便りが、住所不明で返送された場合、退会処理となります。

- ・ サポート中は事故の無いようお互いに注意し、事故が発生した場合は速やかにセンターに連絡してください。万一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。

※詳細については、[P10～P11](#)参照

### 4 主な活動内容

ファミリー・サポート・センターで行うサポートは、あくまでも軽易で短期的、補助的なものです。

依頼の内容、地域によっては提供会員が見つからず、お断りする場合があります。

家族間での協力を充分検討された上で、必要なサポート内容をご相談ください。

- ・ 保育施設までの送迎や預かり
- ・ 学校、放課後児童クラブまでの送迎や預かり
- ・ 保育施設、学校などが休みの時の預かり
- ・ 保護者の通院、病気、介護、出産前後の預かり
- ・ 保護者の短時間就労や求職活動中の預かり
- ・ 保護者が学校行事や買い物などで外出する時の預かり
- ・ リフレッシュタイムの預かり
- ・ こどもの習い事への送迎

※ こどもを預かる場所は、原則として会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他こどもの安全が確保できる場所とします。

※ 特別な配慮や支援が必要なお子さまについては、ご相談ください。

## ◆ 対象外の活動内容（お受けできないサポート）

- ・ 依頼した・された内容、期間以外のサポート ※内容変更の場合は、センターへ確認！
- ・ 留守宅へ子どもを送ること（原則、大人から大人への引き渡し）
- ・ 複数人の送迎、預かり（同時にお預かりできるのは、同じ家庭の兄弟姉妹のみ）
- ・ 提供会員の車で、保護者も一緒に送迎すること（白タク行為になります。）
- ・ 宿泊を伴う預かり
- ・ 入浴、教育、家事(掃除・洗濯・料理・買い物)等
- ・ 預かり時の医療行為(薬を飲ませる、医療機関の受診)
- ・ 病児、病後児の送迎、預かり(現在、見合わせています。)  
※学校、保育施設からの緊急の呼び出し(病気、災害時など)に保護者の代わりにお迎えに行くことはできません。
- ・ ご家族に感染症やインフルエンザ等の症状がみられる場合

## ◆ 車を使用するサポート依頼について

提供会員の車を使用したサポートになります。

送迎をお願いする時、される時は、交通法規・車内でのマナーを守りましょう。

### ① シートベルトの着用、使用について

- ・ シートベルトは、後部座席も含め、全席着用義務があります。
- ・ 6歳未満の乳幼児は、チャイルドシートの使用義務がありますが、シートベルトが適切に使える身長150cm程度に達するまでは、チャイルドシートやジュニアシートの使用が推奨されます。
- ・ サポートに必要なチャイルドシートやジュニアシート(3タイプ)は、提供会員に貸出をしています。
- ・ 交通費の計算は、センターが経路検索し、距離を提示します。(1キロ=25円)

### ② 緊急連絡先の確認について

- ・ サポート中は何が起ころか分かりません。緊急時(事故・ケガ等)の連絡先を確認しておきましょう。(会員同士及びサポート先の電話番号、緊急連絡先 等)

### ③ 事故が発生した場合

- ・ 身の安全を確認後、まずは依頼会員に連絡します。センターにも必ず連絡をしてください。
- ・ 交通事故等が発生した場合は、提供会員とサポート対象子どものケガ等に限り、「ファミリー・サポート・センター補償保険」の対象となります。 P10~P11参照  
提供会員の車の破損等は、一部「お見舞金制度」で補償される場合があります。  
原則として、提供会員が加入している任意保険の対応となります。

### ④ その他

- ・ キーロック・窓ロックをしましょう。飲食は禁止です。
- ・ 75歳以上の提供会員が、車輛を運転してサポートを行う場合は、免許更新後、速やかに運転免許証をセンターへ提示していただきます。( 会則 第18条第6項より )
- ・ 自転車を使ったサポートは、6歳未満で幼児用座席を設置した場合のみ可能です。  
子ども用ヘルメットも着用しましょう。

## 5 入会から依頼・サポート終了まで



依頼会員

STEP  
1

会員に登録する

提供会員



STEP  
2

サポート(援助)が必要になったら  
希望の依頼内容を伝えてください。

登録されている提供会員の中から活動可能な方をお探します。依頼内容、地域によっては提供会員が見つからず、お断りする場合があります。

センターから依頼内容を  
相談させていただきます。

活動可能な範囲を会員登録時にお聞きします。  
依頼内容、地域性などを考え、センターから相談のお電話をさせていただきます。

STEP  
3

アドバイザーがマッチングした提供会員を依頼会員に紹介します。



STEP  
4

センターでお子さまと一緒に事前打合せを行います。

【連絡先の交換(LINE・電話)・地図の確認など】

- ・ 事前打合せをした会員とのみ、依頼・援助ができます。
- ・ お互いの了承、確認後、次回から依頼会員は、提供会員に直接依頼ができます。
- ・ 依頼した(された)サポート内容、期間に変更があった場合、提供会員がサポート可能な場合でも **必ずセンターへご連絡ください。**

STEP  
5

提供会員に直接サポートの依頼

依頼に対しての返事

STEP  
6

援助活動

- ・ 依頼会員は提供会員に依頼、了解後、**内容をセンターに必ず連絡(電話・HPより)してください。**『ファミリー・サポート・センター補償保険』をかけます。
- ・ 依頼報告の無いサポートは補償保険の対象外です。依頼報告は、全てデータ管理しています。依頼後、キャンセル・変更になった場合も報告してください。
- ・ 提供会員からも依頼会員に対し、センターへ報告しているか、確認してください。

活動終了

STEP  
7

活動報告書を確認後、料金を支払う

- ・ 現金または電子決済で提供会員に直接、利用料金をお支払いください。

活動報告書を記入後、依頼会員に確認

- ・ 報告書1枚目は、依頼会員へ渡す。
- ・ 報告書3枚目は、翌月5日までにセンターに提出。

※ 個人情報の漏えいに注意してください。

サポート終了時および退会時には、事前打合せで使用した書類の破棄、LINEの削除をお願いします。

## 提供会員さんに頼んだら

### (1) センターに必ず連絡しましょう！

- ① 会員番号と氏名    ② 提供会員氏名    ③ こどもの名前
- ④ 依頼した日時    ⑤ 依頼内容

たとえば…



- ① 1234依頼会員の〇〇〇〇です。
- ② 提供会員の××××さんに
- ③ △△を
- ④ 4月5日、火曜日、18時に
- ⑤ 保育園のお迎えをお願いしました。

### ◆ 電話：086-435-5678

(時間外は、留守番電話にメッセージを残してください。)

### ◆ ホームページのお問い合わせフォームより送信

どちらかの方法で、サポート開始前に必ず

- ①～⑤の内容をお知らせください。

【お問い合わせ】  
QRコード



連絡をすることで、  
ファミリー・サポート・センター補償保険  
が適用されます！



### (2) 料金のお支払いはお早めに

該当月内のお支払いが原則です。  
依頼会員は、活動報告書を確認後、  
現金または電子決済で早急にお支払いください。

※ ルールやマナーを守って、お互い気持ちよく活動しましょう！

## 6 利用料金について

- ◆ 月～金曜日(平日) 7:00～19:00

1時間=700円

- ◆ 土曜日・日曜日・祝日・早朝(～7:00)・夜間(19:00～)・年末年始(12/29～1/3)

1時間=900円

病気児童(軽度) ※現在、見合わせています。

※ 7:00または19:00をまたぐ時間帯の利用料金は、**900円**で計算します。

【例】17:00～19:00のサポートの場合 2.0時間×700円=1,400円

17:30～19:30のサポートの場合 1.0時間×700円+1.0時間×900円=1,600円

- ・ 利用料金は、依頼会員が直接、提供会員に支払います。(月締め・例外あり)
- ・ サポート時間は、提供会員が自宅を出て、サポートを行い、自宅に戻るまで。  
※センターより経路確認、所要時間等、提示します。
- ・ 最初のサポート時間(1時間)は、それに満たない場合でも1時間の料金です。  
1時間経過後は、30分ごとに計算をします。
- ・ 兄弟姉妹を同時(※1時間以上空く場合は別)にサポートする場合は、2人目からは半額です。  
【サポート時間が同時刻の場合】・・・年齢の高い順に1人目として換算します。  
【サポート時間が異なる場合】・・・先にサポートしたこどもを1人目として換算します。

### ◆ キャンセルの場合

- ・ 依頼会員の都合により、キャンセルになった場合は、キャンセル料をお支払いください。

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ・前日までのキャンセル | → 無料                  |
| ・当日のキャンセル   | → 報酬予定額の半額 (※交通費含まない) |
| ・無断のキャンセル   | → 全額                  |
- ・ 台風や大雨による気象現象や自然災害に伴うキャンセルの場合は、キャンセル料は発生しません。
- ・ 提供会員がキャンセルする場合がありますが、その際のキャンセル料は発生しません。

### ◆ その他の実費

以下のような費用は、依頼会員が実費を負担してください。

- ・ 提供会員の車を使うサポート(送迎、移動等)の場合の交通費(ガソリン代として)  
※ガソリン代実費は、倉敷市の私有自動車公務使用の規定に準じ、  
**1kmあたり25円**の計算になります。(小数点以下は切捨て)
- ・ 提供会員に用意してもらった食事(ミルク)代・おやつ代・おむつ代 等  
※目安として、(食事代) 幼児300円、小学生低学年400円、高学年500円  
アレルギー等の心配もあるので、原則として、依頼会員が用意してください。

## 7 安全なサポートのために

### ◆ 台風や大雪などによる警報

- ・お互いに注意して無理のないサポートを心がけましょう。
- ・サポートに危険を感じる気象や交通機関の運休・交通規制が予想される場合は、こどもの安全確保を最優先に考え、早めに会員同士で連絡を取り合いましょう。

### ◆ 特別警報

- ・発令が予想される場合のサポートは、中止の方向で調整しましょう。
- ・サポート前に特別警報発令の場合、サポートは中止です。
- ・サポート中に特別警報発令の場合、保護者へ連絡し安全確保を最優先とした対応をとりましょう。安全な場所で待機、避難場所への避難を検討しましょう。

### ◆ 自然災害に伴うキャンセルの場合は、キャンセル料は発生しません。

### ◆ 災害時の対応

- ・電話やNTT【災害伝言ダイヤル171】で提供会員と連絡をとり、安否の確認をしてください。
- ・サポート中の提供会員は、依頼会員またはその家族が迎えにくるまで安全な場所でサポートを継続して、なるべく早く保護者のもとに引渡してください。

#### 【災害伝言ダイヤル171】

- ・災害発生時に電話の繋がりにくい状況で安否確認などの伝言を録音・再生できるサービスです。
- ・局番なしの【171】をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、利用してください。
- ・災害用伝言ダイヤル(171)は、基本的に無料で利用できます。  
(携帯や他社からの場合は通話料が発生する場合があります)

#### 【公衆電話の特徴】

- ・災害発生時には優先的に取り扱われます。  
一般電話や携帯電話の使用が困難な場合でもつながりやすくなっています。
- ・公衆電話からの緊急通報は、硬貨やテレホンカードは不要です。

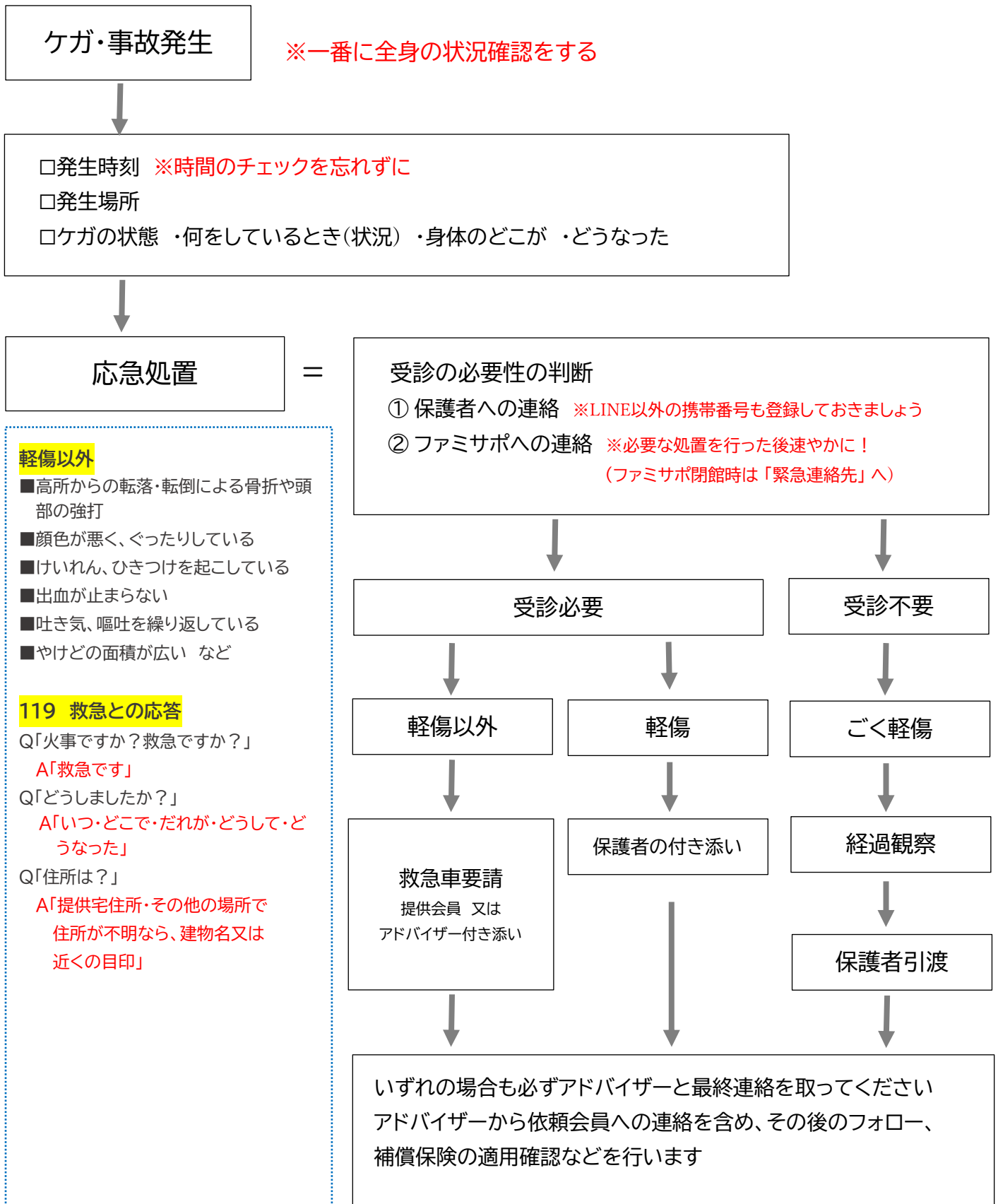
110(警察)    118(海保)    119(消防、救急)

## サポートに関する安全チェックリスト

サポートを始める前に、こどもにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って安全確認をしましょう。

|              |    | 安全に配慮すべき内容  | チェック欄 |
|--------------|----|---|-------|
| 防災・緊急時の対応    | 1  | 火災や地震等、万が一に備えて、避難方法・避難場所を確認しましょう。   |       |
|              | 2  | 119 番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について把握していますか。                                       |       |
|              | 3  | 緊急連絡先(依頼会員、センター、かかりつけ医など)を控えていますか。  |       |
| 転倒・転落        | 4  | こどもがソファーやベッドなどの高い所にいる時は、目を離さないようにしましょう。   |       |
|              | 5  | 階段や、段差のある所には、こどもが落ちないように対策をしましょう。   |       |
|              | 6  | 窓の下やバルコニーに、椅子や踏み台になるようなものは置かないようにしましょう。   |       |
|              | 7  | テーブル等、家具類の角にクッションテープを取り付けるなどの工夫をしましょう。  |       |
| 窒息・誤飲        | 8  | こどもを寝かせる時は、あお向けで、顔に毛布や布団がかからないようにして、柔らかい寝具は避けましょう。                                    |       |
|              | 9  | 浴槽や洗濯機には水を溜めず、浴室にはこどもが一人で入らないように対策をしましょう。   |       |
|              | 10 | タバコ・マッチ・薬・化粧品・洗剤・ビニール袋・ラップ・刃物など、危険物は、こどもの手の届かない所に保管しましょう。                             |       |
|              | 11 | 乳幼児を預かる際は、誤飲する大きさのおもちゃ(小さな部品・スポンジボール等)を与えないようにして、手の届く場所に置かないようにしましょう。                 |       |
|              | 12 | 食事は、食べやすい大きさにしてから与え、よく噛んで食べさせましょう。<br>気管支に入りやすい硬い豆・ナッツ類は 3 歳頃までは食べさせないようにしましょう。       |       |
| やけど          | 13 | 熱いお茶・ポット・鍋・アイロン・などはコード部分も含め、こどもの手の届く場所に置かないようにしましょう。                                  |       |
|              | 14 | 暖房器具を使う時にはやけどに注意し、こどもを近づけすぎないようにしましょう。  |       |
| 挟む・切るなど      | 15 | 2 歳くらいまでは、小さな物を鼻や耳に入れることがあるので、注意しましょう。  |       |
|              | 16 | ドアや窓の開閉時、こどもが近くにいないか確認しましょう。  |       |
|              | 17 | 箸やフォーク、歯ブラシなど喉突きの可能性があるものは注意しましょう。  |       |
| 自動車<br>自転車関連 | 18 | 自動車内にこどもを一人にしないようにして、鍵の閉じ込めに気をつけましょう。<br>車のドアや窓のロック機能を活用し、閉める前には一声かけましょう。             |       |
|              | 19 | 車を使用する場合は、身長 150 cm 以下のこども(目安として 6 歳未満)は必ずチャイルドシート又はジュニアシートを使いましょう。(センターからの貸出もしています。) |       |
|              | 20 | こどもを自転車に乗せたまま離れないようにしましょう。<br>こどもを乗せることは、6 歳未満で幼児用座席を設置した場合のみ可能です。<br>ヘルメットも着用しましょう。  |       |

# 事故発生時の対応・報告フロー【会員用】



## 8 補償保険制度について

サポート中は、事故の無いようお互いに注意し、  
事故が発生した場合は速やかにセンターに連絡してください。  
万が一の事故に備えて、以下の保険に加入しています。(費用はセンター負担)

### 【地域子育て支援補償保険①②③、研修・会合傷害保険、お見舞金制度】

これは、センターで依頼報告を受けているサポートが対象となり、  
依頼報告の無いサポートは、保険の対象になりません。

#### ① 依頼子供傷害保険(普通傷害保険)

依頼会員の子どもが、サポート中の事故によって傷害を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

| 保険の種類     | 保険金額       |
|-----------|------------|
| 死亡保険金     | 300万円      |
| 後遺障害保険金   | 300万円～12万円 |
| 入院保険金(日額) | 1,000円     |
| 通院保険金(日額) | 1,000円     |

[例] ・ 子どもが階段から落ちてケガをした。  
・ 子どもが送迎のサポート中、自動車事故に遭い、ケガをした。

#### ② サービス提供会員傷害保険(普通傷害保険)

提供会員が、サポート中やサポート場所への移動中の事故によって傷害を被った場合、補償するものです。

| 保険の種類     | 保険金額       |
|-----------|------------|
| 死亡保険金     | 300万円      |
| 後遺障害保険金   | 300万円～14万円 |
| 入院保険金(日額) | 2,000円     |
| 通院保険金(日額) | 2,000円     |

[例] ・ 提供会員が走り出した子どもを受け止めようとした際、転んでケガをした。  
・ 提供会員が送迎のサポート中、自動車事故に遭い、ケガをした。  
・ 提供会員がサポートを終え、帰宅途中にケガをした。

#### ③ 賠償責任保険

提供会員が、サポート中に依頼子どもを含む第三者の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合、補償するものです。

| 項目                | 支払限度額 |
|-------------------|-------|
| 対人・対物合算<br>1名・1事故 | 2億円   |

[例] ・ 提供会員が作った食事やミルクが原因で子どもが食中毒をおこした。  
・ 依頼会員から預かったベビーカーを破損してしまった。

## ◆ 研修・会合傷害保険(普通傷害保険)

参加者が、研修会等に参加している間及び自宅と会場の往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、補償するものです。

| 保険の種類     | 保険金額       |
|-----------|------------|
| 死亡保険金     | 300万円      |
| 後遺障害保険金   | 300万円～12万円 |
| 入院保険金(日額) | 3,000円     |
| 通院保険金(日額) | 2,000円     |

## ◆ お見舞金制度

【地域子育て支援補償保険】では、補償されない部分を補う制度です。

外来の事故によって傷害を被った場合、補償するものです。

依頼子どもの加害事故(注1)、活動に起因した熱中症、

感染症(インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス)

車での送迎中の事故(注2)について、お見舞金をお支払いします。

(注1) 提供会員の財物及び提供会員の同居家族の身体・財物への損害を対象とします。

(注2) 自損または当て逃げにより提供会員の車が損傷した場合、及び提供会員が他人の車・財物に損害を与えた場合の事故を対象とします。

| 領収金額                     | お見舞金       |
|--------------------------|------------|
| 2,000円未満                 | 免 責        |
| 2,000円 ～ 4,000円未満        | 2,000円     |
| 4,000円 ～ 6,000円未満        | 4,000円     |
| 6,000円 ～ 8,000円未満        | 6,000円     |
| 8,000円 ～ 10,000円未満       | 8,000円     |
| 10,000円 ～ 15,000円未満      | 10,000円    |
| 15,000円 ～ 20,000円未満      | 14,000円    |
| 20,000円 ～ 30,000円未満      | 20,000円    |
| 30,000円 ～ 50,000円未満      | 30,000円    |
| 50,000円 ～ 70,000円未満      | 40,000円    |
| 70,000円 ～ 100,000円未満     | 50,000円    |
| 100,000円 以上              | 60,000円    |
| 自動車保険(任意保険)を使用           | 一律 10,000円 |
| 新型コロナウイルス感染症に感染した        | 一律 10,000円 |
| 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡 | 一律 30,000円 |

【補償保険】  
QRコード



※ 補償保険の詳細については、  
ホームページ内をご確認ください。

## 9 報酬に対する課税について

ファミリー・サポート・センターの援助活動で得た報酬額(おやつ代、食事代、交通費、おむつ代等の実費は除く)は、税法上「雑所得」となります。

## 10 講習会・交流会について

- 子育てのサポートを行うために必要な知識を習得していただきます。  
主に、サポートを行う会員(提供・両方会員)に向けての講習内容ですが、「基礎研修」以外は、ご希望があれば依頼会員も参加可能です。  
講習会・交流会は全て、ご予約の上、参加してください。  
毎年、3月に次年度の講習会・交流会の開催予定を会員に向けて送付しています。  
ホームページにも掲載しています。

## 11 入会にあたって

サポート中は何が起こるか分かりません。  
センターとしては、下記の対応となります。

### 会則(第10条一第2項より)

会員は、相互援助活動中に事故が生じた場合は、速やかにセンターへ連絡しなければならない。

しかし、解決は当該相互援助活動の当事者である会員相互間においてするものとする。

- ※ 【会則】については、ホームページ内でご確認ください。
- ※ センターの趣旨と決まりをご理解の上、ご利用ください。

【会則】  
QRコード



# 緊急連絡先

サポート中の緊急時(事故・ケガ等)の連絡先は下記の通りです。

センター閉館時は、下記の日時を確認してご連絡ください。  
**お名前(フルネーム)・折り返しの電話番号を必ずお伝えください。**  
 アドバイザーに連絡がつき次第、折り返しご連絡いたします。

倉敷ファミリー・サポート・センター

| 連絡先               | 対応日時                               | 電話番号  |
|-------------------|------------------------------------|---|
| 倉敷ファミリー・サポート・センター | 火～日(月・祝は閉館)<br>8:30～17:15          | <a href="tel:086-435-5678">086-435-5678</a> |
| 総合福祉事業団 総務課管理係    | 火曜～日曜 17:15～21:00<br>祝日 8:30～21:00 | <a href="tel:086-434-9850">086-434-9850</a> |
| 総合福祉事業団 中央監視室     | 火曜～日曜 ～8:30<br>月曜の終日／祝日の 21:00～    | <a href="tel:086-434-9852">086-434-9852</a> |

|       | ～ 8:30                            | 17:15 | 21:00 ~ |
|-------|-----------------------------------|-------|---------|
| 月曜    | 8:30                              | 17:15 | 21:00   |
| 火曜～日曜 | 倉敷ファミリー・サポート・センター<br>086-435-5678 |       |         |
| 祝日    | 総合福祉事業団 総務課管理係<br>086-434-9850    |       |         |



ホームページ内、このアイコンをクリックしてください。